

1 4．新規事業等実施に伴う説明シート

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	新市誕生20周年記念関連事業	整理番号	18・72・94・96・117・132・459・655
		担当部・課	④内容に記載
事業期間	単年度・複数年度 令和 7 年度 ～ 令和 7 年度 ・ 終期未定	事業区分	新規 ・ 拡充
			裁量・義務(政策ソフト) 政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	令和7年10月1日に新市誕生20周年という節目を迎えるにあたり、この大きな節目を市全体で祝うとともに、更なる飛躍を目指す浜田市を市内外に強くアピールする。 また、浜田市発展に向け、これまでの歩みを振り返ることにより、ふるさとへの愛着と誇りを深める機会とし、活力ある浜田市のまちづくりを推進する。					
②背景	令和7年10月1日に、平成17年の新浜田市誕生から20周年を迎える。					
③効果	各種記念事業の実施により、市民活動の活性化、交流機会の充実、市外への市政情報のアピールを図り、今後の活力ある浜田市の推進につなげる。					
④内容	1 事業期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 2 総事業費 29,035千円 3 事業内容					
	No	事業名	担当課	事業費 (千円)	主な内容	財源
	18	広報事業	市長公室	5,590	新聞広告、ケーブルテレビ等の各種媒体を活用した広報 ・新聞広告掲載 ・新市誕生20周年「(仮)広報はまだ特別号」の発行(8P、26,000部) ・石見CATVによる20周年特別番組の制作、放送 ・民放TV局による情報発信(移住定住番組、ニュース、Webマガジン等)	ふるさと 応援基金
	72	協働推進事業	まちづくり 社会教育課	1,000	市民協働活性化支援事業補助金について、従来の事業費に加えて、20周年の機会に市民活動が更に活性化するよう、事業の枠を追加(補助率及び限度額は既存事業と同じ)	ふるさと 応援基金
	94	浜田市新市誕生20周年記念式典事業	市長公室	8,747	新市誕生20周年記念式典の開催 ・日程等：令和7年10月5日(日) 石央文化ホール ・参加者数(予定)：800人 ・内容：浜田市名誉市民顕彰、特別表彰、記念映像の上映等	一般財源
	96	新市誕生20周年記念事業(盆踊り大会)	まちづくり 社会教育課	6,211	市民同士の交流を主な目的とし、石州浜っ子夏まつりに併せて、全市挙げての盆踊り大会を開催する実行委員会への補助 ・日程等：令和7年8月9日(土) 浜田漁港エリア内 ・内容：花火打ち上げ前に開催する全市挙げての盆踊り大会 (やぐら、照明、バリケード等の設置、進行管理、警備等)	ふるさと 応援基金
	117	高等教育機関支援事業	政策企画課	400	包括連携協定を結ぶ島根大学に対して、浜田市の自然、社会、文化など地域特色をまとめた「浜田地誌」策定に係る経費の一部を補助	ふるさと 応援基金
	132	新市誕生20周年記念事業(浜田市災害復興活動展)	防災安全課	1,600	災害復興活動展を実施する実行委員会への補助 ・日程等：令和8年1～3月(調整中) 石央文化ホール ・内容：災害関連活動写真展、コンサート、災害対策関係車両の展示等	ふるさと 応援基金
	459	観光協会助成事業	観光交流課	1,470	石州浜っ子春まつり大名行列において、引馬(3頭)の追加演出経費を補助 ・日程等：令和7年4月29日(火・祝) 浜田市街商店街(栄町～銀天街)	ふるさと 応援基金
	655	芸術文化振興事業	文化振興課	4,017	・浜田市出身者を含むコーラスグループ「フォレスト」コンサート開催の補助 ・ファミリー向けイベントの開催	ふるさと 応援基金
	合計			29,035		
⑤その他						

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

市町村合併20周年式典の開催(島根県内8市)
令和6年度:9/15安来市、10/1江津市、10/12雲南市、2/8出雲市
令和7年度(予定):松江市、浜田市、大田市

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施(有・無)

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	
	施策大綱	
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳		全体計画	7年度	8年度	9年度以降
	事業費	29,035	29,035	0	0
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債()	0	0	0	0
	その他(ふるさと応援基金)	20,288	20,288	0	0
	一般財源	8,747	8,747	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	人材還流による移住促進事業	整理番号	95
		担当部・課	地域政策部 定住関係人口推進課
事業期間	単年度 ・ 複数年	事業区分	新規 ・ 拡充
	令和7年度～令和 年度 ・ 終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来 中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	県内学校の卒業生や地方に興味・関心を持つ都市部の若者の人材還流・定着を図ることを目的に、市内滞在型プログラムを構築し、関係人口の拡大と移住者の増加を図る。
②背景	コロナ禍を経て都市部への人口流出が再び加速する中、島根県は、県内出身の学生をターゲットに、人材の還流・定着を促すプロジェクトを進める方針を掲げられた。 本市においても、進学や就職により転出する者や、多様な価値観を持つ都市部の若者との関わりしるを創出し、都市部に居ながら本市と関わり続ける者の増加や、自身の価値観の実現のために本市を移住先として選択する可能性を見出す取組が必要となっている。
③効果	- 関係人口や移住検討者の増加（短期的視点の人材還流） - 若者が継続的に地域に入ることによる地域の活力向上 - 移住者増加の実現（長期的視点の人材還流 ※地域おこし協力隊員としての移住も含む）
④内容	【取組内容】 - 浜田の魅力や暮らしぶりに触れる滞在プログラムを構築する - 都市部の若者が一定期間、本市で移住体験をする 【事業のターゲット層】 - 都市部に住む県内出身の学生、本市と関わりがある者 - ひとつの拠点にこだわらない働き方や、ワークライフバランスを重視した働き方など、多様な価値観を持つ 都市部に住む若者 ※「地域おこし協力隊インターン」制度の住所地等の要件を満たす必要がある 【事業実施方法】 プロポーザル方式による民間事業者への業務委託 【事業展開イメージ】
⑤その他	滞在プログラムの構築及び実施には、地域をよく知るコーディネート的人材の活用を想定している。また、令和8年度以降については、令和7年度の事業実績等を考慮して事業規模を検討する。

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

島根県大田市（滞在者受入れ人数）
 令和4年度 39人（10月から実施）
 令和5年度 50人
 令和6年度 50人（令和6年12月5日時点 受付終了）

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・無）

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	Ⅶ. 協働による持続可能なまち
	施策大綱	Ⅶ-2. 人がつながる定住環境づくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	3. U・Iターンや定住の促進とふるさと郷育の推進

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
事業費	未定	8,640	未定	未定
国県支出金		0		
地方債()		0		
その他()		0		
一般財源		8,640		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	避難所看板設置事業	整理番号	131
		担当部・課	総務部 防災安全課
事業期間	単年度・複数年度	事業区分	新規・拡充
	令和 7 年度～令和 7 年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	各避難場所がどの災害種別に適しているかを市民等に日頃から周知し、災害時に適切な避難場所に避難できるようにするため、災害リスクの有無を表示した看板を指定避難所等に設置する。
②背景	国からは、災害種別ごとに避難場所が異なることについて、市民の理解促進が重要であり、地方公共団体においては、各避難場所がどの災害種別に適しているかを一目でわかるように、JIS規格に基づく案内看板等の整備を進め、周知・普及活動に努めるよう示されている。 また、令和3年5月に開催された中山間地域振興特別委員会においても、豪雨・地震・津波などの災害種別によって、避難場所の適・不適マークの表示や誘導表示を明確にし、適切な避難行動ができるよう対策を図るべきとの提言がなされた。
③効果	市民等の避難者が、災害種別ごとに異なる適切な避難場所に避難することができる。
④内容	すべての指定緊急避難場所及び指定避難所（福祉避難所を含む）に、JIS規格に基づく看板を設置する。 災害リスクの有無については、令和6年度に作成した「防災ハザードマップ」において更新した情報を活用する。 ○設置数（令和6年12月時点） 指定緊急避難場所 8か所 指定避難所（福祉避難所を含む） 86か所 ○設置方法及び場所 玄関や外壁への壁付け、屋外の避難場所ではポールに看板を設置する。 詳細な設置場所については、日頃からの周知に効果的であり、緊急時でも分かりやすい場所となるよう、施設管理者等と協議した上で決定する。 ○看板の表示マーク 災害リスクの有無については、「○」又は「×」を用いて表示する。 「○」：避難場所が該当の災害種別に適している 「×」：避難場所が該当の災害種別に適していない 看板イメージ
⑤その他	

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

益田市・江津市においては避難所看板を設置済み

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・無）

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VI. 安全で安心して暮らせるまち
	施策大綱	VI-1. 災害に強いまちづくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
事業費	3,366	3,366	0	0
国県支出金	0	0	0	0
地方債()	0	0	0	0
その他(ふるさと応援基金)	3,366	3,366	0	0
一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	スマート窓口整備事業	整理番号	154
		担当部・課	市民生活部 総合窓口課
事業期間	単年度・ <u>複数年</u> 令和7年度～令和 <u>年度</u> ・ <u>終期未定</u>	事業区分	<u>新規</u> ・拡充 裁量・義務(政策ソフト)政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	自治体D Xの一環として窓口業務のデジタル化を行い、市民の利便性の向上と業務の効率化を図る。																																																		
②背景	国の自治体D X推進計画では、自治体には自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上に繋げていくことが求められている。																																																		
③効果	・ オンライン窓口を導入することにより、支所来庁者が本庁各課担当職員とオンラインで直接のやりとりが可能となることで、専門的な相談にも迅速に対応できる。 ・ 証明書交付申請書等の手続きをデジタル化することにより、来庁者が申請書類を作成する負担が軽減されるとともに、職員の業務効率化を図ることができる。																																																		
④内容	窓口業務のデジタル化のうち、令和7年度については、本庁各支所間をオンラインでつなぐ「オンライン窓口」の導入を行う。 本庁各課担当職員と各支所市民福祉課窓口それぞれモニター、We bカメラ、スピーカーマイク（またはヘッドセット）、書画カメラを設置し、オンラインシステムで直接接続する。支所来庁者がオンライン窓口を希望した場合や支所職員が対応困難な場合に、オンライン画面を通して直接本庁職員が窓口対応を行う。 【事業費内訳】 ○オンライン窓口システム導入経費 16,926千円 ○先進地視察旅費 889千円																																																		
⑤その他	【令和8年度以降の計画】 証明書交付申請書の記入を不要とする（書かない窓口）等、窓口業務のデジタル化を図り、「スマート窓口」を構築していく予定である。 なお、令和7年度は、国が推進する「自治体情報システムの標準化」も実施されることから、標準システムの性能を見極め、二重投資とならないよう慎重に検討を進める必要がある。 <table><tr><th></th><th colspan="4">令和7年度</th><th colspan="4">令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><th></th><th>4月</th><th>7月</th><th>10月</th><th>1月</th><th>4月</th><th>7月</th><th>10月</th><th>1月</th><th>4月</th></tr><tr><td>オンライン窓口</td><td colspan="2">プロポーザル選定</td><td colspan="2">業者決定・準備</td><td colspan="5">運用開始</td></tr><tr><td>書かない窓口</td><td></td><td></td><td colspan="2">先進地視察等準備</td><td colspan="2">プロポーザル選定</td><td colspan="2">業者決定・準備</td><td>運用開始</td></tr><tr><td>(参考)システム標準化</td><td colspan="3">移行準備(データクレンジング等)</td><td colspan="6">標準システム稼働</td></tr></table> 今後の事業スケジュール（予定）		令和7年度				令和8年度				令和9年度		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	オンライン窓口	プロポーザル選定		業者決定・準備		運用開始					書かない窓口			先進地視察等準備		プロポーザル選定		業者決定・準備		運用開始	(参考)システム標準化	移行準備(データクレンジング等)			標準システム稼働					
	令和7年度				令和8年度				令和9年度																																										
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月																																										
オンライン窓口	プロポーザル選定		業者決定・準備		運用開始																																														
書かない窓口			先進地視察等準備		プロポーザル選定		業者決定・準備		運用開始																																										
(参考)システム標準化	移行準備(データクレンジング等)			標準システム稼働																																															

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ <u>無</u> ）

(4)総合振興計画との整合性

まちづくりの大綱	V. 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
施策大綱	V-3. 地域情報化の推進
まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
事業費	未定	17,815	未定	未定
国県支出金		8,463		
地方債()		0		
その他()		0		
一般財源		9,352		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	高齢者補聴器購入費助成事業	整理番号	217
		担当部・課	健康福祉部 健康医療対策課
事業期間	単年度・ 複数年	事業区分	新規 ・拡充
	令和7年度～令和 年度・ 終期未定		(裁量)義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴の高齢者に対し、補聴器の購入費を助成することにより、日常生活上のコミュニケーションを支援し、積極的な社会参加を促すことで認知機能の低下を予防する。
②背景	難聴の重症度が高い高齢者は、認知症を発症するリスクが高いことが近年の研究で明らかになっている。加えて、難聴があっても補聴器を使用している高齢者は、認知症となる率が低下し、補聴器の使用が認知症の進行抑制につながることも示されている。 しかしながら、日本においては海外と比較すると補聴器普及率が低く、経済的な負担が大きいことがその一因となっている。
③効果	認知症における最大の予防可能なリスク要因が難聴であることから、補聴器を適切に使用することで、認知症予防としての効果が期待される。 また、低所得世帯に対して補聴器購入費を助成することにより、幅広い所得層に対し補聴器の使用を推進することができる。
④内容	○高齢者補聴器購入費助成金 2,750千円 ・補助対象者 次の①～③に該当する者 ①聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない ②介護保険料の段階区分が第1～5段階である ③両耳の聴力レベルの平均が40dB以上70dB未満（医師の意見書必須） ・補助対象経費 補聴器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第43条第2項の規定による検定に合格した医療機器に限る）の購入費 ・補助額 25,000円（対象者1人につき1回限り） ○評価用アンケート郵便料等 45千円 交付申請時並びに交付決定の3か月後及び1年後に認知機能低下の評価検証のためのアンケートを実施
⑤その他	○事業費は全額、介護保険制度における保険者機能強化推進交付金の対象である。 ○助成金の申請件数は、他市の状況を参考に令和7年度110人、令和8年度80人、令和9年度60人と見込む。 ○アンケート結果を基に、助成金の対象とならない層への認知機能低下予防の更なる取組を今後検討する。 ○認知症予防の観点から、助成対象外の高齢者の方に対しては、次の①～③の取組を実施する。 ①認知症地域支援推進員による相談・指導 ②補聴器の有効性について認知症予防教室等で普及啓発 ③健康出前講座のメニューとして健康教室を実施 ○働き盛りの世代に対しては、事業所健診等で聴こえに対する早期対策の必要性を啓発する取組を行う。 ○若年層の世代に対しては、難聴にならないための生活習慣の普及啓発活動を行う。

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

【県内の状況】
益田市：令和4年度から助成額25,000円により実施
安来市：令和6年度から助成額20,000円により実施
吉賀町：令和6年度から助成額25,000円により実施

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ 無 ）

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	Ⅱ. 健康でいきいきと暮らせるまち
	施策大綱	Ⅱ-2. 健康づくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
事業費	未定	2,795	未定	未定
財源内訳				
国県支出金		0		
地方債（ ）		0		
その他（諸収入）		2,795		
一般財源		0		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	浜田医療センター医療機器 更新等支援事業	整理番号	285
		担当部・課	健康福祉部 健康医療対策課
事業期間	単年度 複数年度 令和7年度～令和7年度 終期未定	事業区分	新規 ・ 拡充
			裁量・義務・政策ソフト・政策ハード 明るい未来 中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	県西部の地域医療の中核を担う浜田医療センターにおいて、救命救急や分娩、高度がん治療等の分野における医療機器の更新等に対して支援を行い、診療科の維持と、患者の利便性を確保する。
②背景	県西部の中核病院である浜田医療センターでは、新型コロナウイルス関連の補助金で黒字を維持していたものの、令和5年度からは赤字に転落しており、今後赤字額は増加することが予測される。 独立採算を維持できなくなると国立病院機構の介入となり、医療機器の更新や不採算診療科の継続に影響を及ぼす恐れがある。 令和5年11月には、浜田医療センター院長から市に対して、医療機器の整備に係る支援を含めた要望書が提出された。
③効果	医療機器の更新等を支援することで、診療科の維持が図られるとともに患者の利便性が確保できる。
④内容	浜田医療センターに対し、圏域で浜田医療センターのみが担っている救命救急や分娩、高度がん治療などに利用する医療機器の更新等に係る経費の一部を助成する。 ○補助対象者 独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター ○補助対象経費 市が認める医療機器の更新等に係る経費 ○補助額 10,000千円
⑤その他	浜田医療センターでは、毎年3億円規模の医療機器更新を行っている。

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ 無 ）

(4)総合振興計画との整合性

総合振興 計画上の 位置づけ	まちづくり の大綱	Ⅱ. 健康でいきいきと暮らせるまち
	施策大綱	Ⅱ-1. 医療体制の充実
	まち・ひと・ しごと創生総合 戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
事業費	10,000	10,000	0	0
国県支出金	0	0	0	0
地方債()	0	0	0	0
その他(ふるさと応援基金)	10,000	10,000	0	0
一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	学校給食への有機農産物提供事業	整理番号	369
		担当部・課	産業経済部 農林振興課
事業期間	単年度・ 複数年度 令和7年度～令和 年度・ 終期未定	事業区分	新規 ・拡充 裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	学校給食に地元農家が生産した有機米等の有機農産物を提供することにより、児童・生徒が食の大切さや環境問題について考える機会を提供する。
②背景	有機農産物の認知度の向上や消費の増進を喚起して有機農業の推進を図る目的で「みどりの食料システム法」が令和4年7月に施行され、国のみどりの食料システム戦略推進交付金を活用して学校給食に有機米を提供してきたが、市の計画期間満了に伴い、市独自の補助制度により有機米等の有機農産物の提供を続けていく必要がある。
③効果	給食で提供される有機農産物を通して児童・生徒が地域で生産された農産物を知ることにより、地産地消や食育の促進につながる。 また、地元農家においては、生産した農産物を学校給食へ提供することで生産意欲の向上、収益性の向上による有機農業の営農の維持・拡大を図ることができる。
④内容	【補助金の概要】 (1) 補助金名称 有機農産物提供補助金 (2) 補助金交付対象団体 浜田市農業再生協議会 (3) 補助対象経費 学校給食へ通常納入される米価と、有機米の米価との差額 (4) 令和7年度予算積算額 $350\text{kg} \times 5\text{回/年} \times 450\text{円}^{\ast 1}/\text{kg} = 787,500\text{円}$ $\ast 1$: 学校給食へ通常納入される米価と、有機米の米価との差額
⑤その他	これまで学校給食には浜田地域で年1回、浜田地域以外で年5回の有機米の提供が行われていた。 令和7年度より浜田市農業再生協議会を通して提供される有機農産物への補助を行うことで、すべての地域の小中学校で年5回の有機米提供が持続的に可能となる。

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ 無 ）

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-2. 農林業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
事業費	未定	788	未定	未定
財源内訳				
国県支出金		0		
地方債()		0		
その他()		0		
一般財源		788		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	オーガニックを核とした 地域産業活性化事業	整理番号	370
		担当部・課	弥栄支所 産業建設課
事業期間	単年度・ <u>複数年</u>	事業区分	<u>新規</u> ・拡充
	令和7年度～令和 <u>年度</u> ・ <u>終期未定</u>		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・ <u>明るい未来</u> ・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	弥栄地域の主産業である農業で定住促進を行うため、市で推進している有機農業（オーガニック）を核とした特定地域づくり事業協同組合（弥栄町複業協同組合）を設立し、地域の担い手の確保及び地域の活性化を図る。
②背景	弥栄地域の主産業である農業を中心に事業展開を行っているが、高齢化や後継者不足により地域住民の雇用が困難、農業のみでは通年雇用が困難であるといった中山間地域特有の課題が生じている。
③効果	通年雇用が困難な農業の担い手確保及び雇用確保が可能となることで、更なる有機農業の推進が図られるとともに、地域の活性化に寄与する。
④内容	【令和7年度補助内容】 ○組合設立支援補助（基準資産相当、設立準備品等） 3,000千円（初年度のみ） ※財源…全額市費 ○組合運営支援補助（運営費用の1/2相当） 6,300千円 ※財源…国費1/2 市費1/2（うち特別交付税措置1/2あり）
⑤その他	【特定地域づくり協同組合の事業内容】 ○労働者派遣事業 ・栽培、管理、販売、その他業種に係る幅広い業務について、それぞれの繁忙期にスポット的に労働者を派遣し担い手の確保を図るとともに、地域と労働者の交流を深め移住定住の促進を行う ○事務局運営費 【組合設立後の労働者派遣計画（案）】 R7 3名派遣 ※市補助（単年度あたり） 6,300千円 R8～9 5名派遣 ※市補助（単年度あたり） 8,700千円 R10～11 7名派遣 ※市補助（単年度あたり） 11,800千円 R12～15 10名派遣 ※市補助（単年度あたり） 15,200千円

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

他市町ではコロナ対策の交付金を活用した県事業により設立支援を行っていたが、現在は県制度無し。県の支援が終了してからは、市町が独自で設立支援を行っている。
--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ <u>無</u> ）

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-2. 農林業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

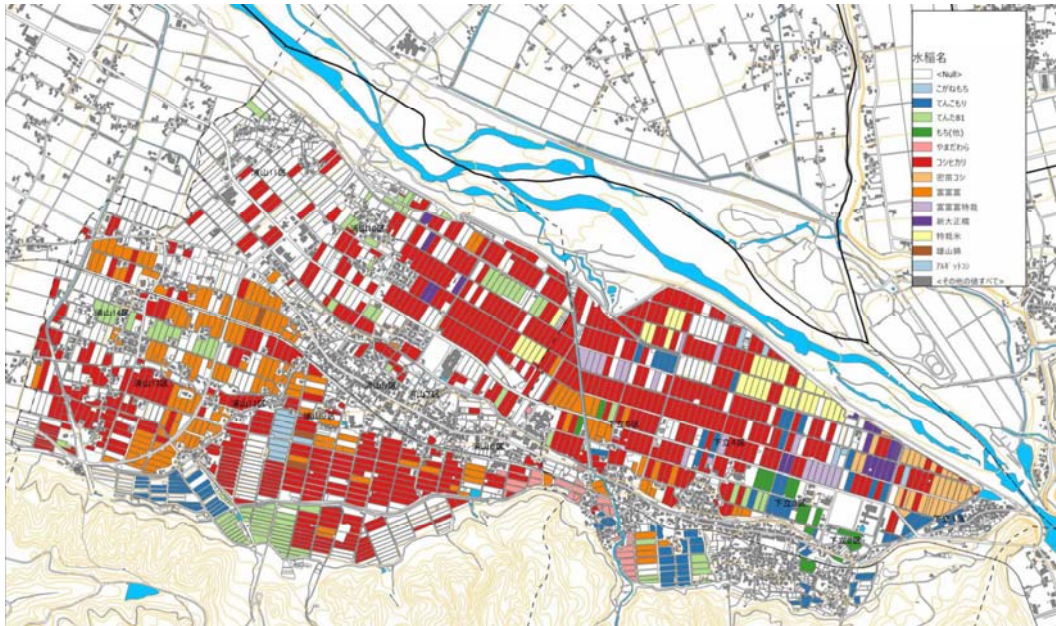
単位:千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
財源内訳	事業費	未定	9,300	未定
	国県支出金		3,150	
	地方債()		0	
	その他()		0	
	一般財源		6,150	

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	農地利用構想マップ作成事業	整理番号	371
		担当部・課	産業経済部 農林振興課
事業期間	単年度・複数年度	事業区分	新規・拡充
	令和7年度～令和7年度・終期未定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	目指すべき将来の農地利用の姿を定めた「地域計画」を基に、より詳細な農地一筆ごとの作付作物、担い手等を明確にしたマップを作成する。
②背景	令和6年度末までに全地域において「地域計画」を策定予定だが、協議の場において、担い手及び後継者不在により地域の農地利用の将来像をうまく見通せない集落があり、地域の課題を明確にする必要がある。
③効果	・農地利用の姿を定めた「地域計画」が、マップを作成することでより実効性のある計画へと昇華され、地域として向かうべき方向性が明確に定まる。 ・マップの作成を通じ農地利用の方向性を集落内で話し合うことで、集落営農組織等の連携を進めることができる。
④内容	農地一筆ごとに、作付作物、担い手等を明確化した「農地利用構想マップ」作成を作成する。
⑤その他	○農地利用構想マップイメージ図 

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--	--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
市民参加の実施（有・**無**）

市民参加の実施（有・ 無 ）

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興 計画上の 位置づけ	まちづくり の大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-2. 農林業の振興
	まち・ひと・ しごと創生総合 戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

		全体計画	7年度	8年度	9年度以降
財源内訳	事業費	10,000	10,000	0	0
	国県支出金	10,000	10,000	0	0
	地方債()	0	0	0	0
	その他()	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	市道法面緊急安全対策事業	整理番号	531
		担当部・課	都市建設部 建設整備課
事業期間	単年度 ・ 複数年度	事業区分	新規 ・ 拡充
	令和7年度～令和8年度 ・ 終期未定		裁量・義務・政策ソフト(政策ハード) 明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	市道への落石や法面の崩落などの危険度が高い箇所のうち、応急対策が可能な19箇所について、2か年で緊急的に応急対策を実施する。
②背景	市道への落石や法面の崩落などの危険度が高い箇所については、社会資本整備総合交付金を活用した「道路ストック災害防除事業」において対策を実施して交通の安全を確保している。しかしながら、多くの要対策箇所に加え近年の災害により要対策箇所が増加する中、全ての本対策を実施するには多くの年数を要する。
③効果	応急対策の実施により、必要最小限の費用で多くの要対策箇所において一定程度の交通の安全を確保することができる。
④内容	- 総事業費 100,000千円 - 事業期間 令和7年度～令和8年度 (R7: 50,000千円、R8: 50,000千円) - 事業内容 市道の小規模落石防護柵の設置、ロープ伏工 - 実施予定箇所 ○令和7年度 応急対策箇所:10箇所 浜田15号線、黒川上府線、久代帯石線、今福有福線(3箇所)、久保田谷線、中峠線、早水線、稲代大坪線 ○令和8年度 応急対策箇所:9箇所 今井迫長見線(4箇所)、今福有福線(2箇所)、美又28号線、七条旧国道線、小国峠線
⑤その他	   

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有・無)

--

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	V. 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
	施策大綱	V-1. 道路網の整備
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまちづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

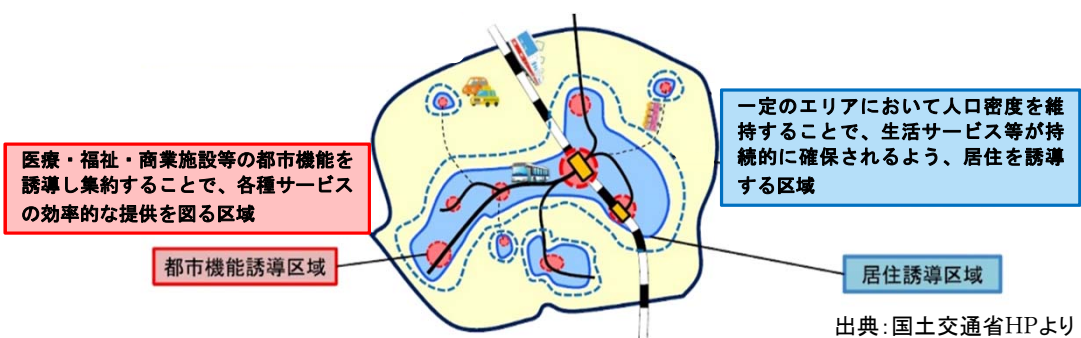
単位:千円

		全体計画	7年度	8年度	9年度以降
財源内訳	事業費	100,000	50,000	50,000	0
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債(緊自債)	100,000	50,000	50,000	0
	その他()	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	立地適正化計画策定事業	整理番号	555
		担当部・課	都市建設部 建設企画課
事業期間	単年度・ <u>複数年</u>	事業区分	<u>新規</u> ・拡充
	令和7年度～令和9年度・終期未定		裁量・義務(政策ソフト)政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	人口減少と高齢化が進む中、医療・商業施設や住居等がまとまって立地し、住民が公共交通によって生活利便施設にアクセスできる、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する。
②背景	今後の急激な人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現し、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とするよう、『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えでまちづくりを進めていくため、平成26年8月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が施行され、市町村は「立地適正化計画」を作成することが可能となった。
③効果	立地適正化計画を策定し、一定の区域へ居住や都市機能を緩やかに誘導することで、機能的で持続可能なまちづくりを官民一体となつて行うことができる。
④内容	○立地適正化計画の概要 浜田市にある3つの都市計画区域内に居住誘導区域及び都市機能誘導区域、防災指針を定める。 ○令和7年度の事業内容 事業内容:基礎調査・課題の抽出(計画策定業務委託、審議会開催等) 事業費:21,845千円 ○令和8年度以降のスケジュール(予定) 令和8年度:誘導区域・施策の検討、防災指針の検討、計画素案の作成 令和9年度:パブリックコメント、立地適正化計画の公表 
⑤その他	国は、今後の社会資本整備にあたっては、我が国の人口が減少する可能性が大きい中で、持続可能で安全・安心で暮らせる都市構造への転換と連携して進めることが必要であるとしている。 より一層の立地適正化計画の作成及び、同計画と連携した社会資本整備を推進するため、社会資本整備総合交付金の重点配分方針を見直している。

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

【島根県内の策定状況】 (策定済)松江市・益田市・大田市・江津市・雲南市・隠岐の島町 (作成中)奥出雲町・川本町 (R7から作成予定)出雲市・津和野町
--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施(有・ <u>無</u>)

(4)総合振興計画との整合性

まちづくりの大綱	V.生活基盤が整った快適に暮らせるまち
施策大綱	V-4.充実した都市基盤の整備
まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4.地域の特性を活かした安心して暮らせるはまだづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

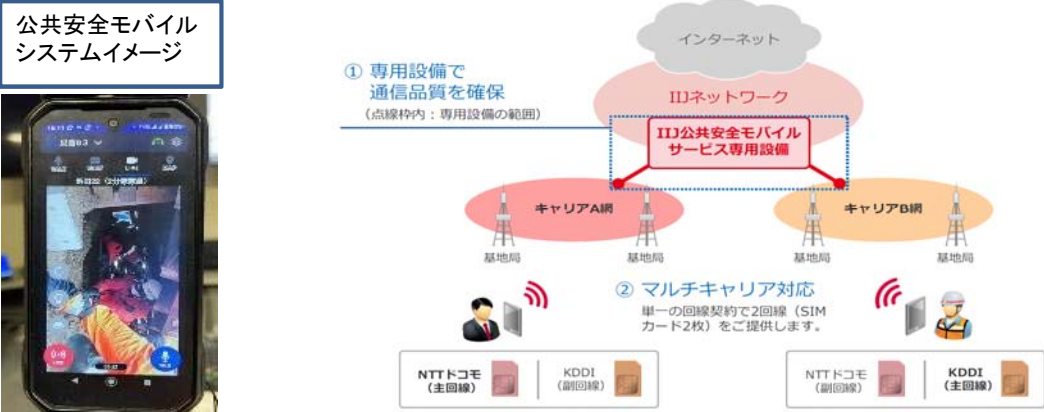
単位:千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
事業費	47,752	21,845	20,727	5,180
国県支出金	23,400	10,800	10,200	2,400
地方債()	0	0	0	0
その他()	0	0	0	0
一般財源	24,352	11,045	10,527	2,780

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	情報通信システム対災害性向上事業	整理番号	574
事業期間	単年度・ <u>複数年</u> 令和7年度～令和 <u> </u> 年度・ <u>終期未定</u>	担当部・課	消防本部 消防総務課・警防課・通信指令課
		事業区分	<u>新規</u> ・拡充 裁量・義務・ <u>政策ソフト</u> ・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	災害に強い公共安全モバイルシステムを活用した情報伝達機能の向上を図ることで、災害時に寸断しない情報通信ネットワークの構築を行うとともに、情報収集・伝達手段に正確かつ迅速な手法を取り入れることで消防救急活動の質の向上を図る。
②背景	現在利用している情報通信システムは中継局により機能を維持しているため、地震等による災害で損傷した場合、通信ができなくなり、情報伝達が途切れるおそれがある。 また、システムの災害復旧は行政が実施するため、本来必要な被害状況の把握や関係各所への指示等に人員を割けずに災害復旧が遅れる危険性がある。
③効果	公共安全モバイルシステム等を活用することで、災害時に通信を途切れさせず情報伝達を継続できる。
④内容	○公共安全モバイルシステムの整備 ・国の事業で整備された携帯電話通信網（ドコモ及びau）を利用した情報伝達システム ・マルチキャリア対応で災害時にドコモ又はauのどちらかの通信網が存続していれば通信が可能のため、情報通信の継続性が高い ・災害時優先電話機能により、一般回線のひっ迫状況とは関係なく安定して通信ができる ・万が一の場合システムの復旧は携帯電話業者が実施するため、早期回復が期待できる ・公共安全モバイルシステムの端末はスマートフォンと同程度の機能があり、災害時に本部と現場の間で音声・写真・動画等の情報共有が可能となる ○マイナ救急システムの本格導入 ・マイナンバーカードに紐づいた医療情報を参照することで救急活動における正確な情報共有を行うことができる ○電子黒板の購入 ・公共安全モバイルシステムと連携し、音声・画像・映像等を共有することで災害の「見える化」を図る ・電子黒板は移動可能なため、災害本部等の立ち上げに合わせ設置し情報を共有することで災害の規模を正確に把握できる ※「公共安全モバイルシステム」及び「マイナ救急システム」は、国による実証実験に参加（令和6年度）
⑤その他	公共安全モバイルシステムイメージ 

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ <u>無</u> ）

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VI. 安全で安心して暮らせるまち
	施策大綱	VI-1. 災害に強いまちづくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまちづくり

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

財源内訳		全体計画	7年度	8年度	9年度以降
	事業費	未定	8,381	未定	未定
	国県支出金		0		
	地方債（ ）		0		
	その他（ ）		0		
	一般財源		8,381		

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	石見神楽伝承内容検討事業	整理番号	665
		担当部・課	教育部 文化振興課
事業期間	単年度・ <u>複数年</u>	事業区分	新規・ <u>拡充</u>
	令和6年度～令和 <u>年度</u> ・ <u>終期未定</u>		裁量・義務・ <u>政策ソフト</u> ・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	石見神楽伝承内容検討専門委員会からの提言に基づき、石見神楽に関する調査及び石見神楽保存・伝承拠点の検討を行うことにより、本市が誇る石見神楽の保存・伝承を図る。
②背景	石見神楽伝承内容検討専門委員会からの提言において、石見神楽団体や関連産業の維持や発展、「石見神楽を創り出したまち」としての情報発信、行政における調査研究の充実、石見神楽の保存・伝承を担う拠点施設の検討など、重点的に取り組むべき事項が示された。
③効果	石見神楽の保存・伝承に向けた取組を行うことにより、本市が誇る石見神楽文化を次世代に継承することが可能になるとともに、「石見神楽を創り出したまち」としての市民の誇りの醸成にも繋がる。さらに、浜田の子どもたちがふるさとを象徴するものとして石見神楽を挙げ、誇りをもって説明できるようになる「ふるさと郷育」にも資する。
④内容	1 石見神楽に関する調査に係る報償費等 604千円 市が主体となり、有識者等の協力を得ながら、以下の調査を行う。 (1) 石見神楽関連産業ものづくり技術の文化財指定に向けた調査（令和7年度～令和8年度の2か年予定） (2) 市内に散逸している歴史的な石見神楽用具や関係資料の調査 (3) 石見神楽の歴史整理に関する調査 2 石見神楽保存・伝承拠点基本構想の策定 10,670千円 (1) 検討委員会開催経費 1,024千円 委員：13名程度（学識経験者、石見神楽団体、石見神楽関連産業従事者など） 回数：8回程度 内容：拠点の機能や展示活用方法を検討し、石見神楽保存・伝承拠点基本構想を策定する (2) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定業務委託料 9,646千円 ・検討委員会運営支援 ・基本構想策定 ※ 委託事業者選定は、公募型プロポーザルを予定
⑤その他	【石見神楽保存・伝承拠点の検討スケジュール（予定）】 令和7年4月 公募型プロポーザル実施 令和7年5月 委託事業者の決定（契約） 令和7年5月～12月 検討委員会開催（月1回） 令和7年12月 石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（ <u>有</u> ）・無） 令和6年度に設置した石見神楽伝承内容検討専門委員会からの提言をもとに、事業構築した。
--

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	Ⅲ. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
	施策大綱	Ⅲ-5. 歴史・文化の伝承と創造
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	3. U・Iターンや定住の促進とふるさと郷育の推進

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

財源内訳		全体計画	6年度	7年度	8年度以降
	事業費	未定	6,516	11,274	未定
	国県支出金		0	0	
	地方債（ ）		0	0	
	その他（ふるさと応援基金）		6,516	11,274	
	一般財源		0	0	

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	山崎修二寄贈展事業	整理番号	673
		担当部・課	教育部 文化振興課
事業期間	単年度・複数年度 令和7年度～令和7年度・終期未定	事業区分	新規・拡充
			裁量・義務(政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策)

(1)事業の概要・全体計画等

①目的	浜田市名誉市民である故山崎修二画伯を広く紹介する「山崎修二寄贈展」を実施し、作品を展観することで画伯の功績を顕彰する。
②背景	山崎修二画伯は、昭和9年（1934年）に島根県立浜田高等女学校（現在の浜田高校）講師となり、以後浜田市を拠点に美術教員として奉職され、描く楽しさを子どもから大人までに教えるとともに作家としても創作に励まれた。令和6年度に画伯のご遺族から浜田市に絵画の寄贈を受けた。
③効果	山崎修二画伯の作品を広く紹介する企画展を開催することにより画伯の功績を顕彰するとともに、施設への誘客に繋げる。
④内容	山崎修二画伯の作品を広く紹介する企画展の開催に係る費用の一部を補助する。 ○会期 令和7年5月24日～令和7年6月29日（予定） ○会場 浜田市世界こども美術館創作活動館
⑤その他	【展示プラン（案）】 寄贈された絵画163点の中から浜田にゆかりの深い作品を中心に、画伯が平凡でも美しいと認めた心の休まるモチーフや昭和42年（1967年）以降にたびたび渡欧して描いた作品などを展観する。 ○第1展示室 花や風景（小品） ○第2展示室 浜田の風景を中心に ○第3展示室 人物画を中心に ○第4展示室 ヨーロッパの色と光～渡欧時の作品

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・無）

(4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	Ⅲ. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
	施策大綱	Ⅲ-5. 歴史・文化の伝承と創造
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	3. U・Iターンや定住の促進とふるさと郷育の推進

(5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
事業費	2,000	2,000	0	0
国県支出金				
地方債（ ）				
その他（ふるさと応援基金）	2,000	2,000	0	0
一般財源				

新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	公共施設等総合管理計画改訂等経費 (債務負担行為)	整理番号	—
		担当部・課	総務部 行財政改革推進課
事業期間	単年度 ・ 複数年年度	事業区分	新規 ・ 拡充
	令和7年度 ～ 令和8年度 ・ 終期未定		裁量・義務(政策ソフト) 政策ハード・明るい未来・中山間地対策

(1) 事業の概要・全体計画等

①目的	建築単価高騰等の直近の状況を反映した計画とするため、専門性を持つ民間事業者からの提案に基づき、公共施設等総合管理計画の改訂等を進める。
②背景	平成27年3月に「公共施設等総合管理計画」を、平成28年3月に「公共施設再配置実施計画」を策定し、約10年が経過した。この間に一定の再配置を達成したものの、建築単価の高騰等もあり、将来の更新に対する課題は山積している。また、令和8年度以降、市内小中学校の計画上の耐用年数が連続して到来するなど、更新需要のピークを迎える。
③効果	直近の建築単価や将来生じる改修・更新にかかる投資額等の現状を計画に反映し、財政的にも次世代に引き継ぐことのできる公共施設等の運営方針を検討することができる。また、公共施設再配置実施計画等の個別施設計画の更新に活かすことができる。
④内容	公募型プロポーザル方式により選定する民間事業者からの提案内容を踏まえ、公共施設等総合管理計画の改訂を進める。あわせて、公共施設再配置実施計画の参考とするための主要施設に係る再編（案）の策定業務も委託する。 委託期間は14か月を見込むため、債務負担行為の設定により令和7～8年度の複数年契約とし、委託料の支払いは業務委託完了年度の令和8年度とする。 ※主要施設に係る再編（案）：長期間（30年後）の人口動態等を見据えた施設の再編（案）で、対象施設は学校、庁舎等を想定
⑤その他	○経過 H27年3月 公共施設白書、公共施設再配置計画(素案)策定 H27年3月 浜田市公共施設等総合管理計画策定 H28年3月 第1期公共施設再配置実施計画策定 (H28～R3) R4年3月 第2期公共施設再配置実施計画策定 (R4～R7) ○スケジュール（予定） R7年7月～R8年9月 業務委託（公募型プロポーザル）：14か月 R8年10月～ 改訂案の検討（行財政改革推進委員会、行財政改革推進本部） R9年3月 計画の改訂 ○総合振興計画上の位置づけ 第2次 浜田市総合振興計画後期基本計画（155頁） 第6節 開かれた行財政運営の推進 2 効率的な行政運営 ・ 公共施設の適正配置

(2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

(3) 提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・ 無 ）

(4) 総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	
	施策大綱	
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

(5) 財源措置・将来にわたるコスト計算

単位：千円

	全体計画	7年度	8年度	9年度以降
財源内訳	事業費	18,000	0	18,000
	国県支出金	0	0	0
	地方債()	0	0	0
	その他()	0	0	0
	一般財源	18,000	0	18,000